

# 大分市報

発行所 大分市 大分印刷所  
毎月1日16日発行  
所 役行 所 夫夫 所 夫夫  
行 市 行 市 行 市  
大 編 集 大 編 集 大 編 集  
内 第 内 第 内 第  
刷 所 刷 所 刷 所

## 学生の住所は

### 一般市民と同様の

#### 方法で認定する

夫る十一月八日大分大学経済学部学生会と学芸学部自治会から学生の選挙権について公開質問状が提出されましたので、委員会は十一日この取扱を協議した結果、次の通り回答しました。(大分市選挙委員会)

#### 回答全文

(問一) 公(問二) 学生の場合、奨学金、兄弟、親類、知人等からの送金は学生自身の収入と認め、両親からの送金のみを他の収入と区別するのは何故か。

## 学生選挙権に関する 公開質問状に対する回答

員会は、その人の生活費の出所如何を調査する必要があるという見解をもつておられる。我々はその必要はないと考えるがどうか。また、今まで一般市民に対してそのような調査を行ってきたといわれるが、それは事実か。

(答) 前段については、住所を認定する上に必要があると認めます。後段については、調査を行った事実があります。

一素材として家族とのむすびつきの程度を知るために帰省の状況を調査することは必要と考えます。

(問四) 十月五日の三者会議の席上、貴委員会の代表は、選挙人の住所認定については認定の原則は、といわれた。即ち住所は個人々人によって異つたものである、住所の認定に際し一般原則をもつて画一的に処理することは妥当でないといわれた

である。何の原則もないといわれるが一人々々個人について貴委員会は、具体的条件を考慮して住所認定を行つておられるか、貴委員会が何らかの認定原則または、基準を決定し、それに基づいて事務局が処理するものか、と考えるがどうか。

(答) 既に繰り返し述べたように住所の認定に当つては、機械的に居住する事実のみで住所と判断することは誤りであり、学生については、従前の「修学の為の寮、合宿、下宿等に居住している学生、生徒の住所は、原則としてその寮、寄宿舍、または下宿等の所在地にあるものとす」との措置は、あくまで便宜的なものであつて、最終直後の混乱した当時の事情から止むを得ずつた臨時措置でありま

す。これが今回仙台高等裁判所の判決によつて不当である。と決定せられ「休暇毎に両親の許りに帰つており、両親と独立して生計を営んでいる」と認められないもの、住所は尚両親のところにある」となされたのです。このことは学生の住所について

も、従来の機械的な、原則的な認定を踏襲して一般市民と同様に生活の本拠がどこにあるかを個々の事情により判断する、との主旨であります。

当委員会に於いては、以上の観点から、すべての点に考慮を拂ひ、住所の認定に遺憾のないよう最善の努力を傾注しております、特に学生の住所の認定については、先例が変更せられた矢先でもあり、特に慎重を期し調査員による戸別調査を実施する外、更に事務局をして直接本人に面接せしめて再調査を行わせ、あらゆる角度から生活の実状を調査し、これに基づいて委員会が各個人毎に認定を下したのであります。

寮生については再三に亘り手をつくして調査を求めたのでありますが不幸にして必要事項の記載を拒否せられ、これが為め住所の認定が不可能となつたことと誠に遺憾であります。

(問五) 住所の認定要素は、学費だけでなく、他の要素も考慮して決定するといわれるが他の要素とは何か。

(答) 所問の場合、他の要素とは世帯を持つて近所附合をしている等、生活の本拠と認められる

事実をいう。例へば、学生は自分の収入により生活をしているが、その隊員の妻子が故郷に居り、妻子に仕送りをして居る場合には隊員の住所は、妻子の住所にあるものとされています。また妻と同居して勉中の学生で生計費の大半を郷里から支送りを受けている場合、或は、母と同居して父からの送金により生活する場合現在は現在地が住所であります。

(問六) 学生有権者の住所認定に關する自治庁の通牒は、貴委員会をどの程度束縛するものか、我々は貴委員会は民主的組織であつて貴委員会自身の独自の判断の自由があるものと、解するがどうか。

束縛されるものとするれば、その法的根拠を示して載せたい。

(答) 公職選挙法第五條第一項に於て「自治庁長官は(中略)選挙に關する事務については、都道府県選挙管理委員会を指揮監督し」とあり、また地方自治法第八十六條第一項に於て、「都道府県選挙管理委員会は、市町村の選挙管理委員会を指揮監督し」とあります。今回の学生の選挙権に關する通達も上級機関であります。大分県選挙管理委員会委員長より、当委員会になされて居り、当委員会がこれに依ることは、当然のことであり、更にまた、住所の認定の如き人と、ある場所との間に法律

的効果を生ずる場合に於て全国的に統一した取扱いがなされなければならぬことは當然であります。若しも区々まちまちに「独自の判断」のもとに、住所が認定せられたならば、どうなるであらうか、ある者は一ヶ所に住所を有し、またある者は何処にも住所がないという事態を招き、そこに混乱と不平等を生じ、ひいては選挙の結果に重大な影響を及ぼすのであります。

当委員会は、又さきに述べた仙台高等裁判決を特に重要視しなければならぬと考えています。

何故ならば選挙の効力は結局的には争訴手続を経て確定するものであります。若し委員会が従前の通り住所認定を続けたならば、今後選挙の都度訴訟に敗れるおそれがあり、常に選挙の執行が不安定とならざるを得ないのであります。その影響するところ甚大であります。従つて、当委員会としては、かゝる事態の招来を予期しながら従前の通り現住地をそのまま住所とするは出来ないのであります。

新期に於いて自治庁の通達に独自の判断を下すよう述べてはいるが、この仙台高等裁判決について一言も言及してないのは不可解といわざるを得ません以上、公開質問状に対し当委員会の見解を述べ、皆様の御批判を仰ぎたいと存じます。尚今回の学生の住所の認定により、学生の選挙権行使が事実上不能となるのではないかとこの危惧をもたれる向きがありますが、このような学生については、不在者投票を利用することにより時間的にも、また経済的にも何等の支障を及ぼさないことになつて居りますから、念の爲め附言致しておきます。

洋服の御用命は是非  
株式会社 伊藤洋服店

大分市笠和町(若草公園西入) 電話1458番

### 福祉資金貸付を始めます

## 身体障害者

十一月二日の市報で、記の通りであります。お知らせ致しました身体障害者福祉資金の貸付につき各貸付の具体的要領が決定したので、第一次の申込を左記期日迄受付けるので希望者は早急に市社会課に申込みたい。

尚貸付対象者及資金の種類は左三、資金の種類

資金の種類	金額	借付期間	償還期限	資金の使途
生業資金	五万円以内	一ヶ月	借付期間経過後三年間	技術習得期間二年以内毎習得後借付期間経過後三年間
金	五万円以内	一ヶ月	借付期間経過後三年間	同上

【注】一、貸付金の利率は年二分、二、申込書類及添付書類は市社会課に備付けてあります。

## 戦傷病者の実態調査

此の調査は昭和二十八年十一月一、二日現在を以て全国一斉に戦傷病者の実態調査をすることになり、したので当市でも同日大分市に居住するものを対象に行います。調査は「戦傷病者戦没者遺族等援護法」による更生医療(体内に弾丸の破片が残つていて機能障害がある、これを摘出し運動の出来るようになること)や、指の負傷等で戦傷病者の治療が不充分のため一つ一つについているのを一本づつ運動の出来るよう手術することです(の給付、補装具器具によつて運動を助けるもので例えば、義手、義足、補聴器、車椅子等が障害の程度によつて支給されます。これ等は無料でも取扱う事になつて居ります。

## 漁業センサスを実施します

農林省では今年昭和二十九年一月一日(その中の一部については昭和二十八年十一月一日)を期し、漁業センサス(漁業に關するサーベイ)という漁業の制限が撤廃されたり、漁業について大きな変化を来しておりますので、皆さなにとつても是非とも必要であります。詳細な事は各漁業組合に存知でありますので、十一月十日以上漁業に従事し

## 納税貯蓄組合員の皆さんへ

納税貯蓄組合の方が市税を納入される場合は組合長さんの取まとめ納付が原則ですが、個々に納入される方を可成見受けられますのでこの点の様に御配慮願ひます。

市税納入は総て組合長さんの手を通じ取まとめ納付を為し公課簿に記入の上納付先の認印を受けるようおすすすめ致します。

若し何か都合により個人で納入された場合は領收証を組合長さんの所へ持参し公課簿に記入の上出張所長又は徴税課係員の認印を受けて下さい。

## 完納奨励金

二八年度の奨励金は総て公課簿に資料にして差上げていますので組合長さんは次の点を必ず実行下さい。御協力願ひします。

一方は浅くこの「センサス」に御協力願ひ致します。

なおこの調査は統計法による指定統計として実施し、まとめた統計としてだけ発表し個人や個々の企業を発表したり利用したり、又税金その他の関係で皆さんの御迷惑になるような事は絶対ありませんので充分御理解下さい。立派な統計が出来る様、御協力願ひ致します。

(商工課)

## 奨励金支給について

納税貯蓄組合に対する昭和二十八年年度の市税完納奨励金は納期毎に組合長さんの請求により公課簿を資料にして差上げていますのでお知らせ致します。

公課簿に記入されていない分については折角期間に納付されて居られるも奨励金の支給を致しかねますので、あついでいざこの起らないよう特に御留意願ひします。

尚請求用紙は徴税課及び出張所に備付けてあります。

(徴税課)

## 家屋の評価

さきにお知らせ致しました昭和二十九年年度の家の評価は九月下旬より南大分校区から始め滝尾校区も終り、現在は日岡校区及東大分校区を実施中であり、

八幡校区の予定であります。

農家の方々には農繁期中甚だ御迷惑とお存じますが、家屋評価の重要性をお考へ下さりまして何分共御協力下さいませ。御協力願ひ致します。

## 自治委員異動

今般、左の通り自治委員異動がありました。お知らせ致します。

【六坊東地区】

解任 佐藤利兵衛  
新任 山田 茂

なお、東春日中島健治郎さんは、宮瀬健治郎と改めました。

(総務課)

入下さる記入家庭の方の御協力は勿論一般の方の御理解によつて大分市の生計実態を充分表明する様折角の御協賛を願ひ致します。

尚本調査は絶対に課税、公課等には関係ありません。唯市民の消費生活の実態、生活水準の推移、或いは、地域的差異などを明らかにし、経済及社会問題などに対する施策立案の基礎資料となるものから、此の点よくお含み下さりまして御協力下さいませ。御協力願ひ致します。

(商工課)

総務課統計局では、今年十一月中に大分市を臨時調査都市として家計調査を実施する事になり、市では早速指定された八調査区にそれを調査員を選任して調査に万全を期します。立派な統計を作りあげるのは直接御記

銘茶と茶道具

茶

牧若竹園茶舗

南新町若竹公園前

電話1.338番

御一報次配達いたします



